

経 済 産 業 省

20170614商局第4号
平成29年7月3日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号) 【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(H2 9)	オーディオ、ビデオ及び 類似の電子機器－安全 性要求事項	JISC6065:201 6	International Electrotechni cal Commission 規格 (以下 「IEC」とい う。) 60065(2014)に 対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60065(H2 6)	オーディオ、ビデオ及び 類似の電子機器－安全 性要求事項	JISC6065:201 3	IEC60065(2001) , Amendment (以下「Amd.」 という。) No. 1(2005), Amd. No. 2(2010)に対応 平成32年6月30	J60065(H2 6)	オーディオ、ビデオ及び 類似の電子機器－安全 性要求事項	JISC6065:201 3	International Electrotechni cal Commission 規格 (以下 「IEC」とい う。) IEC 60065(2001), Amendment(以

			<u>日まで有効</u>				下「Amd.」とい う。) No. 1 (2005), Amd. No. 2 (2010)に対応
J60065 (H2 3) ～ J60320-1 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60065 (H2 3) ～ J60320-1 (H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60320-1 (H21)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル</u> 二 <u>第1部：一般要求事項</u>	<u>JISC8283-1:2008</u>	<u>IEC60320-1 (2001)</u> に対応 <u>平成29年6月30日まで有効</u>
J60320-2-1 (H21) ～ J60320-2-4 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60320-2-1 (H21) ～ J60320-2-4 (H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60320-2-4 (H21)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル</u> 二 <u>第2-4部：機器の質量によってかん(嵌)合す</u>	<u>JISC8283-2-4:2008</u>	<u>IEC60320-2-4 (2005)</u> に対応 <u>平成29年6月30日まで有効</u>

J60320-2- J1 (H21) ～ J60335-2- 7 (H20)	(略)	(略)	(略)		るカプラ		
J60320-2- J1 (H21) ～ J60335-2- 7 (H20)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>J60335-2- 8 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－8部:電気かみそ り及び毛髪バリカンの 個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-8 :2017</u>	<u>IEC60335-2-8(2012)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2- 8 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－8部:電気かみそ り及び毛髪バリカンの 個別要求事項	JISC9335-2-8 :2004	IEC60335-2-8(2002)に対応 <u>平成32年6月30 日まで有効</u>	J60335-2- 8 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－8部:電気かみそ り及び毛髪バリカンの 個別要求事項	JISC9335-2-8 :2004	IEC60335-2-8(2002)に対応
J60335-2- 9 (H20) ～ J60335-2- 23 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 9 (H20) ～ J60335-2- 23 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2- 24 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－24部:冷却用機</u>	<u>JISC9335-2-2 4:2017</u>	<u>IEC60335-2-24 (2010), Amd. No .1 (2012)に対</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項</u>		<u>応に対応</u>				
J60335-2-24 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	JISC9335-2-24:2005	IEC60335-2-24 (2002)に対応 <u>平成32年6月30日まで有効</u>	J60335-2-24 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	JISC9335-2-24:2005	IEC60335-2-24 (2002)に対応
J60335-2-25 (H20) ～ J60335-2-29 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-25 (H20) ～ J60335-2-29 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-30 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－30部：ルームヒータの個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-30:2017</u>	<u>IEC60335-2-30 (2009)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-30 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－30部：ルームヒータの個別要求事項	JISC9335-2-30:2006	IEC60335-2-30 (2002)に対応 <u>平成32年6月30日まで有効</u>	J60335-2-30 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－30部：ルームヒータの個別要求事項	JISC9335-2-30:2006	IEC60335-2-30 (2002)に対応
J60335-2-31 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-31 (H20)	(略)	(略)	(略)

～ J60335-2- 51 (H20)				～ J60335-2- 51 (H20)			
<u>J60335-2- 52 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－5 2 部：口こう (腔) 衛生機器の個別要 求事項</u>	<u>JISC9335-2-5 2:2017</u>	<u>IEC60335-2-52 (2002), Amd. No .1 (2008) に対 応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2- 52 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第 2－5 2 部：口こう (腔) 衛生機器の個別要 求事項	JISC9335-2-5 2:2005	IEC60335-2-52 (2002) に対応 <u>平成32年6月30 日まで有効</u>	J60335-2- 52 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第 2－5 2 部：口こう (腔) 衛生機器の個別要 求事項	JISC9335-2-5 2:2005	IEC60335-2-52 (2002) に対応
J60335-2- 53 (H27)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 53 (H27)	(略)	(略)	(略)
～ J60335-2- 54 (H20)				～ J60335-2- 54 (H20)			
<u>J60335-2- 55 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第 2－5 5 部:水槽用及 び庭池用電気機器の個 別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-5 5:2017</u>	<u>IEC60335-2-55 (2002), Amd. No .1 (2008) に対 応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-55 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-55部:水槽及び 庭池用電気機器の個別 要求事項	JISC9335-2-5 5:2005	IEC60335-2-55 (2002)に対応 <u>平成32年6月30</u> <u>日まで有効</u>	J60335-2-55 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-55部:水槽及び 庭池用電気機器の個別 要求事項	JISC9335-2-5 5:2005	IEC60335-2-55 (2002)に対応
J60335-2-56 (H20) ～ J60335-2-74 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-56 (H20) ～ J60335-2-74 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-75 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u> <u>第2-75部:業務用デ</u> <u>ィスペンサ及び自動販</u> <u>売機の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-7</u> <u>5:2016</u>	<u>IEC60335-2-75</u> <u>(2012), Amd. No</u> <u>.1 (2015)に</u> <u>対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-75 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-75部:業務用デ ィスペンサ及び自動販 売機の個別要求事項	JISC9335-2-7 5:2004	IEC60335-2-75 (2002)に対応 <u>平成32年6月30</u> <u>日まで有効</u>	J60335-2-75 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-75部:業務用デ ィスペンサ及び自動販 売機の個別要求事項	JISC9335-2-7 5:2004	IEC60335-2-75 (2002)に対応
<u>J60335-2-76 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u> <u>第2-76部:電気さく</u> <u>用電源装置の個別要求</u>	<u>JISC9335-2-7</u> <u>6:2017</u>	<u>IEC60335-2-76</u> <u>(2002), Amd. No</u> <u>.1 (2006),</u> <u>Amd. No. 2(2013</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	事項)に対応				
J60335-2-76 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	JISC9335-2-76:2005	IEC60335-2-76 (2002)に対応 <u>平成32年6月30日まで有効</u>	J60335-2-76 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	JISC9335-2-76:2005	IEC60335-2-76 (2002)に対応
J60335-2-77 (H20) ～ J60384-14 (H14)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-77 (H20) ～ J60384-14 (H14)	(略)	(略)	(略)
<u>J60400 (H29)</u>	<u>蛍光灯ソケット及びスタータソケット</u>	<u>JISC8324:2017</u>	<u>IEC60400 (2008), Amd. No. 1 (2011), Amd. No. 2 (2014) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60400 (H23)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	JISC8324:2010	IEC60400 (2008)に対応 <u>平成32年6月30日まで有効</u>	J60400 (H23)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	JISC8324:2010	IEC60400 (2008)に対応
J60432-1 (H28) ～ J60598-2-	(略)	(略)	(略)	J60432-1 (H28) ～ J60598-2-	(略)	(略)	(略)

4 (H23)				4 (H23)			
<u>J60598-2-5 (H29)</u>	照明器具－ 第2－5部:投光器に関する安全性要求事項	<u>JISC8105-2-5:2017</u>	<u>IEC60598-2-5(2015)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-5 (H23)	照明器具－ 第2－5部:投光器に関する安全性要求事項	JISC8105-2-5:2003+ 追補1 (2010)	IEC60598-2-5 (1998)に対応 <u>平成32年6月30日まで有効</u>	J60598-2-5 (H23)	照明器具－ 第2－5部:投光器に関する安全性要求事項	JISC8105-2-5:2003+ 追補1 (2010)	IEC60598-2-5 (1998)に対応
J60598-2-6 (H25) ～ J60669-1 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-6 (H25) ～ J60669-1 (H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60669-1 (H14)</u>	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ <u>パート1:一般要求事項</u>	別紙130	<u>IEC60669-1 (1998), Amd. No. 1 (1999)に対応</u> <u>平成29年6月30日まで有効</u>
J60669-2-1 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60669-2-1 (H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60669-2-1 (H14)</u>	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ <u>パート2:個別要求事項</u>	別紙131	<u>IEC60669-2-1 (1996), Amd. No. 1 (1997), Amd. No. 2 (1999) に対</u>

					<u>セクション1:電子スイッチ</u>		応 平成29年6月30 日まで有効
J60669-2- 2(H26)	(略)	(略)	(略)	J60669-2- 2(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60669-2- 2(H14)</u>	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ パート2:個別要求事項 <u>セクション2:電磁遠隔制御式スイッチ(R.C.S.)</u>	別紙132	<u>IEC60669-2-2(1996), Amd. No. 1(1997)に対応</u> 平成29年6月30日まで有効
J60669-2- 3(H26)	(略)	(略)	(略)	J60669-2- 3(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60669-2- 3(H16)</u>	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ パート2:遅延スイッチ(T.D.S.)の個別要求事項	別紙133	<u>IEC60669-2-3(1997)に対応</u> 平成29年6月30日まで有効
J60670-1(H26) ～ J60928(H1)	(略)	(略)	(略)	J60670-1(H26) ～ J60928(H1)	(略)	(略)	(略)

4)				4)			
J60950-1(H29)	情報技術機器－安全性 二 第1部：一般要求事項	JISC6950-1:2 016	IEC60950-1(20 05), Amd. No. 1(2009), Amd. No. 2(2013)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60950-1(H27)	情報技術機器－安全性 一 第1部：一般要求事項	JISC6950-1:2 012+ 追補1 (2014)	IEC60950-1(20 05), Amd. No. 1(2009)に対応 平成32年6月30 日まで有効	J60950-1(H27)	情報技術機器－安全性 一 第1部：一般要求事項	JISC6950-1:2 012+ 追補1 (2014)	IEC60950-1(20 05), Amd. No. 1(2009)に対応
J60950-1(H26)	(略)	(略)	(略)	J60950-1(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60950-1(H22)	情報技術機器－安全性 二 第1部：一般要求事項	JISC6950-1:2 009	IEC60950-1(20 01)に対応 平成29年6月30 日まで有効
J60968(H2 9)	一般照明用電球形蛍光 ランプ－第1部：安全仕 様	JISC7620-1:2 017 ただし、附属 書JCを適用し ない	IEC60968(2015)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60968(H1 4)	一般照明用の安定器内 蔵型ランプ－安全要求 事項	別紙164	IEC60968(1988) , Amd. No. 1(19 91), Amd. No. 2(J60968(H1 4)	一般照明用の安定器内 蔵型ランプ－安全要求 事項	別紙164	IEC60968(1988) , Amd. No. 1(19 91), Amd. No. 2(

			1999) に対応 <u>平成32年6月30</u> <u>日まで有効</u>				1999) に対応
J60974-1 (H22) ～ J61029-2-11 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60974-1 (H22) ～ J61029-2-11 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J61050 (H29)</u>	<u>ネオン変圧器</u>	<u>JISC8109:2016</u>	<u>IEC61050 (1991), Amd. No. 1 (1994) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61050 (H15)	ネオン変圧器－一般及び安全要求事項	別紙181	IEC61050 (1991), Amd. No. 1 (1994) に対応 <u>平成32年6月30</u> <u>日まで有効</u>	J61050 (H15)	ネオン変圧器－一般及び安全要求事項	別紙181	IEC61050 (1991), Amd. No. 1 (1994) に対応
<u>J61058-1 (H29)</u>	<u>機器用スイッチー</u> <u>第1部：一般要求事項</u>	<u>JISC4526-1:2013</u>	<u>IEC61058-1 (2008) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61058-1 (H20)	機器用スイッチー 第1部：一般要求事項	JISC4526-1:2005	IEC61058-1 (2000), Amd. No. 1 (2001) に対応 <u>平成32年6月30</u> <u>日まで有効</u>	J61058-1 (H20)	機器用スイッチー 第1部：一般要求事項	JISC4526-1:2005	IEC61058-1 (2000), Amd. No. 1 (2001) に対応

<u>J61058-2-1(H29)</u>	<u>機器用スイッチ</u> 第2-1部:コードスイッチの個別要求事項	<u>JISC4526-2-1</u> :2016	<u>IEC61058-2-1(2010)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61058-2-1(H20)	機器用スイッチ 第2-1部:コードスイッチの個別要求事項	JISC4526-2-1 :2005	IEC61058-2-1(1992), Amd. No. 1(1995)に対応 <u>平成32年6月30日</u> まで有効	J61058-2-1(H20)	機器用スイッチ 第2-1部:コードスイッチの個別要求事項	JISC4526-2-1 :2005	IEC61058-2-1(1992), Amd. No. 1(1995)に対応
J61058-2-4(H20)	機器用スイッチ 第2-4部:独立形固定スイッチの個別要求事項	JISC4526-2-4 :2005	IEC61058-2-4(1995), Amd. No. 1(2003)に対応 <u>平成32年6月30日</u> まで有効	J61058-2-4(H20)	機器用スイッチ 第2-4部:独立形固定スイッチの個別要求事項	JISC4526-2-4 :2005	IEC61058-2-4(1995), Amd. No. 1(2003)に対応
J61058-2-5(H20)	機器用スイッチ 第2-5部:切換セレクタの個別要求事項	JISC4526-2-5 :2005	IEC61058-2-5(1994)に対応 <u>平成32年6月30日</u> まで有効	J61058-2-5(H20)	機器用スイッチ 第2-5部:切換セレクタの個別要求事項	JISC4526-2-5 :2005	IEC61058-2-5(1994)に対応
J61084-1(H14) ～ J61184(H20)	(略)	(略)	(略)	J61084-1(H14) ～ J61184(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J61195(H29)</u>	<u>直管蛍光ランプ</u> 第1部:安全仕様	<u>JISC7617-1:2017</u>	<u>IEC61195(1999)</u> , Amd. No. 1(20	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>ただし、附属書JAを適用しない</u>	<u>12), Amd. No. 2 (2014) に対応</u>				
J61195 (H14)	直管蛍光ランプー安全要求事項	別紙186	IEC61195 (1999) に対応 <u>平成32年6月30日まで有効</u>	J61195 (H14)	直管蛍光ランプー安全要求事項	別紙186	IEC61195 (1999) に対応
<u>J61199 (H29)</u>	<u>片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様</u>	<u>JISC7618-1:2017</u> <u>ただし、附属書JAを適用しない</u>	<u>IEC61199 (2011), Amd. No. 1 (2012), Amd. No. 2 (2014) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61199 (H14)	片口金蛍光ランプー安全要求事項	別紙187	IEC61199 (1999) に対応 <u>平成32年6月30日まで有効</u>	J61199 (H14)	片口金蛍光ランプー安全要求事項	別紙187	IEC61199 (1999) に対応
J61242 (H14)	(略)	(略)	(略)	J61242 (H14)	(略)	(略)	(略)
<u>J61347-1 (H29)</u>	<u>ランプ制御装置ー第1部：通則及び安全性要求事項</u>	<u>JISC8147-1:2017</u>	<u>IEC61347-1 (2007), Amd. No. 1 (2010), Amd. No. 2 (2012) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J61347-1(H25)	ランプ制御装置－ 第1部:通則及び安全性 要求事項	JISC8147-1:2 011	IEC61347-1(20 07), Amd. No. 1 (2010) に対応 <u>平成32年6月30</u> <u>日まで有効</u>	J61347-1(H25)	ランプ制御装置－ 第1部:通則及び安全性 要求事項	JISC8147-1:2 011	IEC61347-1(20 07), Amd. No. 1 (2010) に対応
J61347-2- 1(H25) ～ J61347-2- 9(H25)	(略)	(略)	(略)	J61347-2- 1(H25) ～ J61347-2- 9(H25)	(略)	(略)	(略)
<u>J61347-2- 10(H29)</u>	<u>ランプ制御装置－ 第2-10部:管形冷陰 極放電ランプ(ネオン 管)の高周波動作用電子 インバータ及び変換器 の個別要求事項</u>	<u>JISC8147-2-1 0:2017</u>	<u>IEC61347-2-10 (2000), Amd. No .1(2008) に対 応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61347-2- 10(H20)	ランプ制御装置－ 第2-10部:管形冷陰 極放電ランプ(ネオン 管)の高周波動作用電子 インバータ及び変換器 の個別要求事項	JISC8147-2-1 0:2005	IEC61347-2-10 (2000) に対応 <u>平成32年6月30</u> <u>日まで有効</u>	J61347-2- 10(H20)	ランプ制御装置－ 第2-10部:管形冷陰 極放電ランプ(ネオン 管)の高周波動作用電子 インバータ及び変換器 の個別要求事項	JISC8147-2-1 0:2005	IEC61347-2-10 (2000) に対応
J61347-2- 11(H23)	(略)	(略)	(略)	J61347-2- 11(H23)	(略)	(略)	(略)

～ J61347-2- 12(H21)				～ J61347-2- 12(H21)			
<u>J61347-2- 13(H29)</u>	<u>ランプ制御装置－ 第2－13部：直流又は 交流電源用LEDモジュ ール用制御装置の個別要 求事項</u>	<u>JISC8147-2-1 3:2017</u>	<u>IEC61347-2-13 (2014)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61347-2- 13(H26)	ランプ制御装置－ 第2－13部：直流又は 交流電源用LEDモジュ ール用制御装置の個別要 求事項	JISC8147-2-1 3:2014	IEC61347-2-13 (2006)に対応 <u>平成32年6月30 日まで有効</u>	J61347-2- 13(H26)	ランプ制御装置－ 第2－13部：直流又は 交流電源用LEDモジュ ール用制御装置の個別要 求事項	JISC8147-2-1 3:2014	IEC61347-2-13 (2006)に対応
J61347-2- 13(H21) ～ J61558-1(H26)	(略)	(略)	(略)	J61347-2- 13(H21) ～ J61558-1(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61558-1(H21)</u>	<u>変圧器，電源装置，リア クトル及びこれに類す る装置の安全性－ 第1部：通則及び試験</u>	<u>JISC61558-1: 2008</u>	<u>IEC61558-1(20 05)に対応 平成29年6月30 日まで有効</u>
J61558-2- 1(H26)	(略)	(略)	(略)	J61558-2- 1(H26)	(略)	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J61558-2-1(H21)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－1部: 一般用複巻変圧器の個別要求事項	JISC61558-2-1:2008	IEC61558-2-1(1997)に対応 平成29年6月30日まで有効
J61558-2-2(H26)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-2(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J61558-2-2(H21)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－2部: 制御変圧器の個別要求事項	JISC61558-2-2:2008	IEC61558-2-2(1997)に対応 平成29年6月30日まで有効
J61558-2-3(H27) ～ J61558-2-4(H26)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-3(H27) ～ J61558-2-4(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J61558-2-4(H21)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－4部: 一般用絶縁変圧器の個別要求事項	JISC61558-2-4:2008	IEC61558-2-4(1997)に対応 平成29年6月30日まで有効
J61558-2-5(H27)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-5(H27)	(略)	(略)	(略)

～ J61558-2- 6(H26)				～ J61558-2- 6(H26)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61558-2- 6(H21)</u>	<u>変圧器, 電源装置, リア クトル及びこれに類す る装置の安全性－ 第2－6部:一般用安全 絶縁変圧器の個別要求 事項</u>	<u>JISC61558-2- 6:2008</u>	<u>IEC61558-2-6(1997)に対応 平成29年6月30 日まで有効</u>
J61558-2- 7(H26)	(略)	(略)	(略)	J61558-2- 7(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61558-2- 7(H21)</u>	<u>変圧器, 電源装置, リア クトル及びこれに類す る装置の安全性－ 第2－7部:がん(玩 具用変圧器の個別要求 事項</u>	<u>JISC61558-2- 7:2008</u>	<u>IEC61558-2-7(1997)に対応 平成29年6月30 日まで有効</u>
J61558-2- 8(H27)	(略)	(略)	(略)	J61558-2- 8(H27)	(略)	(略)	(略)
～ J61558-2- 13(H26)				～ J61558-2- 13(H26)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61558-2- 13(H21)</u>	<u>変圧器, 電源装置, リア クトル及びこれに類す</u>	<u>JISC61558-2- 13:2008</u>	<u>IEC61558-2-13 (1999)に対応</u>

					<u>る装置の安全性－</u> 第2－13部：一般用単 巻変圧器の個別要求事 項		<u>平成29年6月30</u> <u>日まで有効</u>
J61558-2- 15(H14) ・ J61558-2- 16(H26)	(略)	(略)	(略)	J61558-2- 15(H14) ・ J61558-2- 16(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61558-2- 17(H21)</u>	<u>変圧器，電源装置，リア クトル及びこれに類す る装置の安全性－</u> 第2－17部：スイッチ モード電源装置用変圧 器の個別要求事項	<u>JISC61558-2- 17:2008</u>	<u>IEC61558-2-17</u> <u>(1997)に対応</u> <u>平成29年6月30</u> <u>日まで有効</u>
J61558-2- 19(H21) ～ J8528-8(H 16)	(略)	(略)	(略)	J61558-2- 19(H21) ～ J8528-8(H 16)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2～表5 (略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2～表5 (略)